

高崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

* 外国人を含まない

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
21年度	人 370,301	千円 154,051,237	千円 2,941,718	千円 22,739,527	% 14.8	% 16.2

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

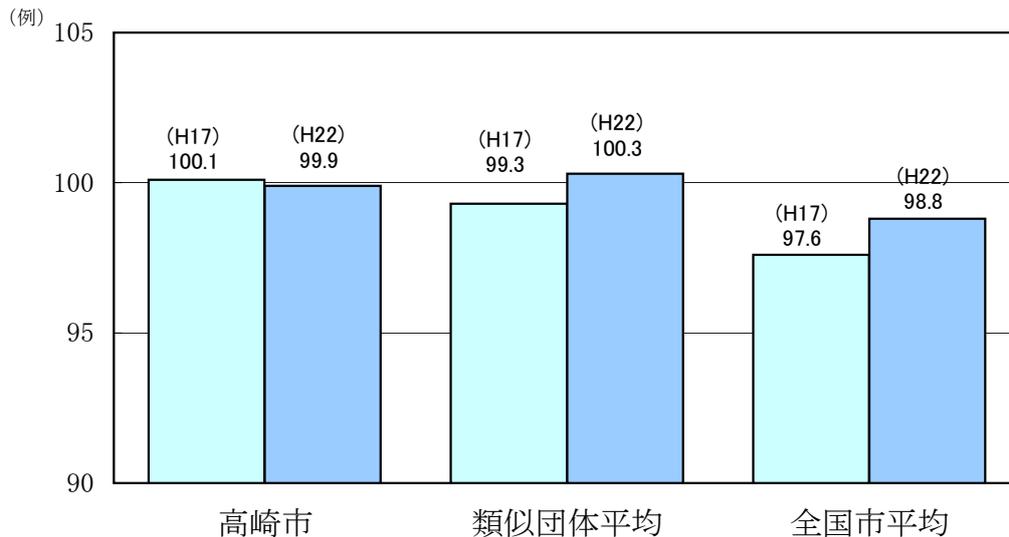
区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 2,152	千円 9,316,099	千円 1,755,107	千円 3,604,157	千円 14,675,363	千円 6,819	千円 6,691

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、21年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

平成21年6月1日に吉井町と合併

(4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

2 一般行政職給料表の状況（22年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700	-	-
最高号給の 給料月額	243,700	309,400	356,600	390,500	403,000	425,100	459,100	481,300	-	-

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（22年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
高崎市	44.0 歳	344,148 円	412,531 円	393,182 円
群馬県	43.7 歳	339,950 円	424,247 円	381,330 円
国	41.9 歳	325,579 円	—	395,666 円
類似団体	43.2 歳	339,602 円	430,849 円	392,049 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
高崎市	49.2歳	217人	319,311 円	366,069 円	342,704 円	—	—	—	—
うち学校給食員	46.38歳	69人	292,794 円	317,286 円	309,632 円	調理師	42.1歳	253,100 円	1.25
うち清掃職員	51.4歳	45人	338,502 円	402,033 円	368,001 円	廃棄物処理	44.6歳	294,000 円	1.36
うち用務員	53.28歳	54人	345,632 円	406,470 円	372,739 円	用務員	53.8歳	213,600 円	1.90
その他	46.39歳	49人	310,022 円	357,212 円	332,944 円	—	—	—	—
群馬県	48.7歳	174人	325,139 円	362,384 円	349,455 円	—	—	—	—
国	49.3歳	3,955人	284,514 円	—	322,291 円	—	—	—	—
類似団体	46.4歳	219人	325,173 円	389,267 円	364,848 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
高崎市	—	—	—
うち学校給食	5,072,397 円	3,423,600 円	1.48
うち清掃職員	6,359,529 円	4,085,100 円	1.56
うち用務員	6,464,516 円	3,008,200 円	2.15

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成19～21年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された
期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
高崎市	46.3 歳	419,334 円	478,882 円
群馬県	44.1 歳	399,362 円	456,957 円
類似団体	43.8 歳	386,821 円	455,920 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（22年4月1日現在）

区 分		高 崎 市	群 馬 県	国
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	177,300 円	172,200 円
	高 校 卒	140,100 円	143,400 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	146,700 円	139,000 円	137,200 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額（22年4月1日現在）

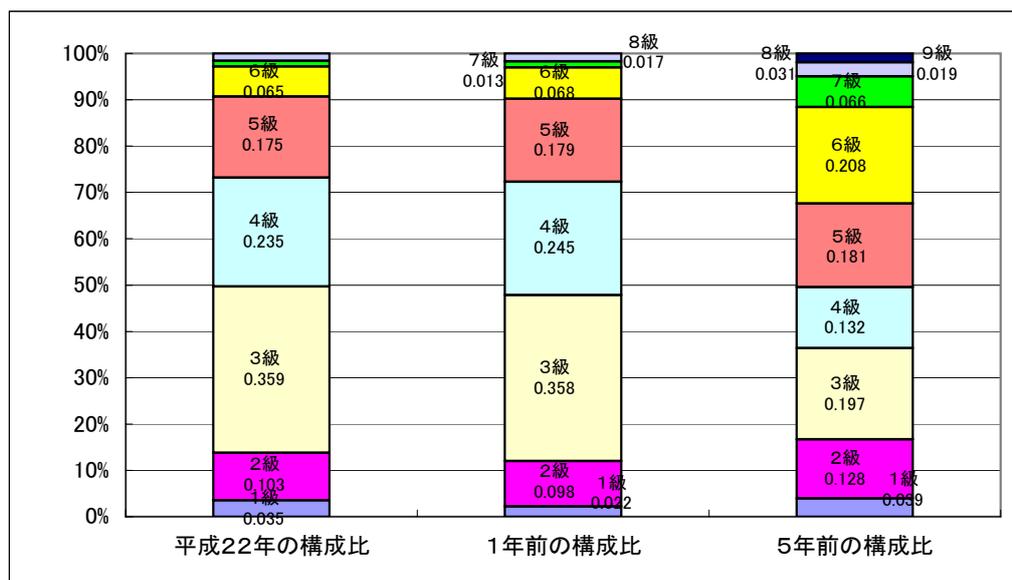
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大 学 卒	294,500 円	331,500 円	369,000 円
	高 校 卒	258,200 円	301,100 円	325,000 円
技能労務職	高 校 卒	220,300 円	274,300 円	302,400 円

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（22年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
8 級	部長	25人	1.6%
7 級	課長	19人	1.2%
6 級	課長	99人	6.5%
5 級	課長補佐	267人	17.5%
4 級	係長	359人	23.5%
3 級	主任	551人	35.9%
2 級	主事	157人	10.3%
1 級	主事等	53人	3.5%

- (注) 1 高崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成18年に9級制から8級制に変更している。（旧給料表の3級及び4級を統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

地方公務員法第40条に基づき、毎年10月1日を評定日として、部長、課長を除く職員に対して勤務成績の評定を実施している。昇給時に評定結果を反映させている。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	群 馬 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,559 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,773 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分	(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.40 月分 (1.50)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理監督者加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

①成績の判定	②支給率	③適用できる職員の割合
1. 極めて優れている	1…+0. 2月	1. 「2」の区分に該当する職員のうち100分の20以下
2. 優れている	2…+0. 1月	2. 100分の15以下
3. 良好である	3…±0月	3. —
4. やや劣っている	4…-0. 1月	4. 制限なし
5. 劣っている	5…-0. 2月	5. 制限なし

(2) 退職手当 (22年4月1日現在)

高 崎 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給)	定年前早期退職特例措置2~20%		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置2~20%	
1人当たり平均支給額	1,858 千円	24,467 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		303,311 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		134,446 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
高崎市	3 %	2,298 人	3 %

(4) 特殊勤務手当 (22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		23,394 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		94,713 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		10.9 %	
手当の種類(手当数)		11	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額500円
税務手当	納税課	徴税の事務に従事した職員	日額300円
水質等試験手当	環境政策課	河川の水、工場排水その他有害物質の採取又は分析試験の業務に従事した職員	日額200円
清掃業務手当	清掃管理課	夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ)以外の期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	日額700円
	清掃管理課	夏季期間にごみ収集又はごみ処理の業務に従事した職員	日額800円
	清掃管理課	道路等における犬、猫等の死体処理の業務に従事した職員	1回100円加算
社会福祉業務手当	社会福祉課	生活保護、障害者福祉又は児童福祉に係る現業を行う職員	月額5,000円
行旅病人及び行旅死亡人取扱手当	社会福祉課	行旅病人の救護業務に従事した職員	1回2,000円
	社会福祉課	行旅死亡人の取扱業務に従事した職員	1回5,000円
土木業務手当	道路維持課	道路、橋りょう、河川等の補修又は舗装の業務に従事した職員	日額200円
用地取得等交渉業務手当	市街地整備課	土地の取得等の交換業務に従事した職員	日額200円
浄水場等業務手当	建設課	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額200円
と畜検査手当	保健所準備室	と畜検査の業務に従事した職員	日額900円
食鳥検査手当	保健所準備室	食鳥検査の業務に従事した職員	日額200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	215,408 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	97 千円
支給実績(21年度決算)	233,328 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	103 千円

(6) その他の手当 (22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者がいない場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		271,566 千円	230,141 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅 月額3,600円	一部異なる	自己の所有する住宅の支給額	155,902 千円	115,057 円

通勤手当	<p>1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度)</p> <p>2 交通用具使用者 2km以上5km未満4,500円 5km以上10km未満5,500円 10km以上15km未満8,500円 15km以上20km未満11,600円 20km以上25km未満14,600円 25km以上30km未満17,600円 30km以上35km未満20,700円 35km以上40km未満23,700円 40km以上45km未満26,800円 45km以上50km未満29,800円 50km以上32,800円</p>	一部異なる	交通用具使用者の支給額	183,306 千円	85,526 円
管理職手当	<p>管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給</p> <p>部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円</p>	同じ		450,997 千円	698,138 円
休日勤務手当	<p>祝日法による休日等及び年末年始の休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給</p>	同じ		13,291 千円	41,405 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた職員が勤務した場合に支給 日直手当 4,200円</p>	同じ		5,510 千円	15,926 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。</p> <p>部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円</p>	同じ		5,674 千円	24,887 円

6 特別職の報酬等の状況（22年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市区町村長	1,100,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,137,000 円/ 766,400 円	
	副市町村長	880,000 円	950,000 円/ 658,500 円	
	収入役	- 円	- 円	
報 酬	議 長	635,000 円	780,000 円/ 534,300 円	
	副 議 長	605,000 円	740,000 円/ 467,000 円	
	議 員	570,000 円	680,000 円/ 440,000 円	
	旧吉井町選出議員	216,000 円	- -	
期 末 手 当	市区町村長 副市町村長 収入役	(21年度支給割合) 4.10 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(21年度支給割合) 4.10 月分		
退 職 手 当	市区町村長	(算定方式) 1,100,000×在職月数×0.5	(1期の手当額) 26,400,000	(支給時期) 任期ごと
	副市町村長	880,000×在職月数×0.3	12,672,000	任期ごと
	収入役	-	-	-
	備 考			

- (注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

7 職員数の状況

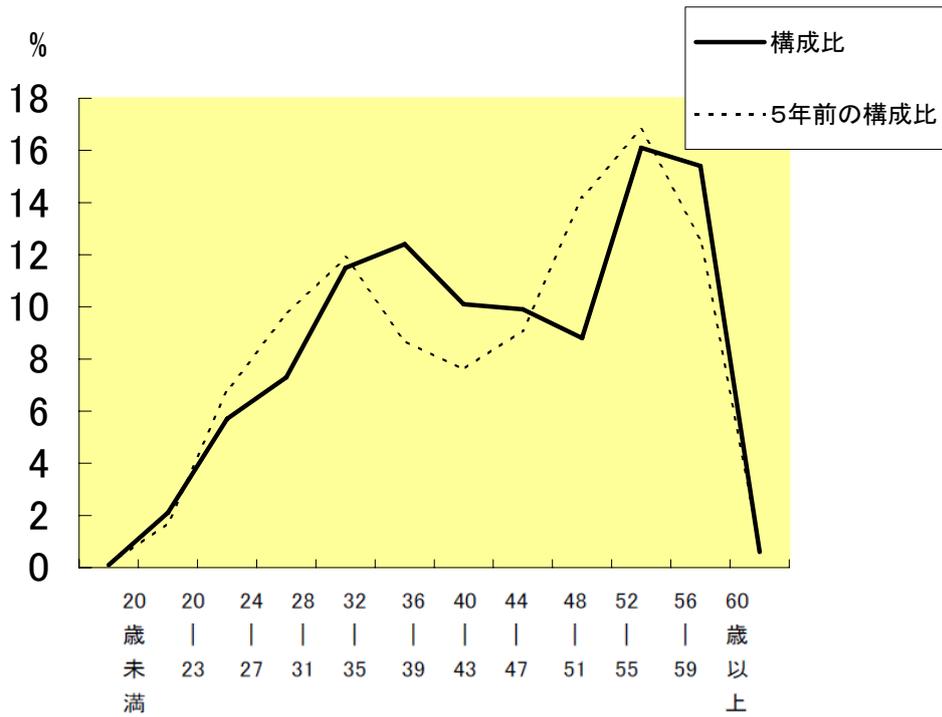
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成21年	平成22年			
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議会	17	18	1	
		総務	378	395	17	
		税務	154	168	14	
		民生	375	421	46	
		衛生	204	250	46	
		労働	4	3	△1	
		農林水産	72	92	20	
		商工	40	44	4	
	土木	273	285	12		
	計	1,517	1,676	159	<参考> 人口1万人当たり職員数 45.26 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 44.42 人)	
教育部門	636	670	34			
小 計	2,153	2,346	193	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.35 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 63.62 人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	82	80	△2		
	下水道	67	69	2		
	その他	98	104	6		
小 計	247	253	6			
合 計		2,400	2,599	199	<参考> 人口1万人当たり職員数 70.19 人	
		[2,630]	[2,730]	[100]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（22年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	3人	74人	176人	175人	265人	351人	275人	254人	234人	377人	400人	14人	2,598人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	17年	18年	19年	20年	21年	22年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,066	1,468	1,610	1,565	1,517	1,676	610(57.2%)
教育	543	645	659	637	636	670	127(23.4%)
普通会計計	1,609	2,113	2,269	2,202	2,153	2,346	737(45.8%)
公営企業等会計計	221	265	273	264	247	253	32(14.5%)
総合計	1,830	2,378	2,542	2,466	2,400	2,599	769(42.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
21年度	6,422,532	238,987	907,215	14.1	12.7

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
21年度	90	391,143	69,451	150,850	611,444	6,794	6,567

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

H21.6.1に吉井町と合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(22年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	47.7 歳	381,141 円	547,990 円
団体平均	45.6 歳	366,719 円	546,495 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(21年度) 1,676 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,609 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分 ()月分 ()月分
(加算措置の状況) ・役割加算 5~20% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(22年4月1日現在)

高 崎 市	市町村平均(政令指定都市を除く)
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2~20% (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 千円 24,563 千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 月分 勤続25年 月分 勤続35年 月分 最高限度額 月分 その他の加算措置 (退職時特別昇給) 1人当たり平均支給額 千円 15,624 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		12,588 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		139,867 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	3 %	86 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		417 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		19,857 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		23.3 %	
手当の種類(手当数)		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	日額 300円
修繕等業務手当	各上下水道事務所 工務課 維持管理事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 処理場管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	5,157 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	55 千円
支給実績(21年度決算)	7,548 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	84 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者が不在の場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		13,567 千円	246,673 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額3,600円	同じ	自己の所有する住宅の支給額	5,520 千円	95,172 円

通勤手当	<p>1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額 55,000円を限度)</p> <p>2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円</p>	同じ	交通用具使 用者の支給 額	6,161 千円	74,229 円
管理職手当	<p>管理または監督の地位に ある職員に対して職務の 特殊性に基づき支給</p> <p>部長 94,000円 課長 72,700円(77,400 円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円</p>	同じ		21,376 千円	689,548 円
宿日直手当	<p>宿日直勤務を命ぜられた 職員が勤務した場合に支 給 日直手当 4,200円</p>	同じ		1,273 千円	181,857 円
管理職員特別 勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急 の必要その他の公務の運 営の必要により週休日又 は祝日法による休日等若 しくは年末年始の休日等 に勤務した場合に給する。</p> <p>部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円</p>	同じ		62 千円	10,333 円

(2) 公共下水道事業（特定環境保全公共下水道事業を含む）

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 7,284,946	千円 556,360	千円 499,262	% 6.9	% 7.9

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給料 千円	職員手当 千円	期末・勤勉手当 千円	計 B 千円		
21年度	人 70	千円 298,644	千円 59,417	千円 115,414	千円 473,475	千円 6,764	千円 6,520

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、22年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

H21.6.1に吉井町と合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（22年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高崎市	46.0 歳	379,427 円	556,934 円
団体平均	44.6 歳	363,354 円	544,269 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

高崎市	市町村平均(政令指定都市を除く)
1人当たり平均支給額(21年度) 1,649 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 1,572 千円
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 勤勉手当 1.4 月分 (1.5)月分 (0.7)月分	(21年度支給割合) 期末手当 ()月分 勤勉手当 ()月分
(加算措置の状況) ・役割加算 5~20% 職制上の段階、職務の級等による加算措置	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（22年4月1日現在）

高崎市			市町村平均(政令指定都市を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	月分	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	月分	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	月分	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	月分	月分
その他の加算措置 (退職時特別昇給	定年前早期退職特例措置	2~20%)	その他の加算措置 (退職時特別昇給)
1人当たり平均支給額	千円 24,802 千円		1人当たり平均支給額	千円 13,477 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、21年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(22年4月1日現在)

支給実績(21年度決算)		9,648 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		137,829 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
高崎市	3 %	70 人	3 %
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%

エ 特殊勤務手当（22年4月1日現在）

支給実績(21年度決算)		1,600 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		106,733 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		21.4 %	
手当の種類(手当数)		7種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地取得等交渉業務手当		土地の取得等の交渉業務に従事した職員	日額 200円
料金等徴収・停水業務手当		水道料金等の滞納整理又は給水停止処分の執行の業務に従事した職員	日額 300円
修繕等業務手当	各上下水道事務所 工務課 維持管理事務所	給配水管等の修繕又は漏水調査の業務に直接従事した職員	日額 200円
浄水場等業務手当	浄水課 若田浄水場	浄水場、水源等で塩素等危険物の取扱業務に従事した職員	日額 200円
水質等試験手当	維持管理課 管理担当	下水等の水質試験又はこれに伴う汚水、汚泥の採取等の業務に従事した職員	日額 200円
下水処理業務手当	施設課 処理場管理担当	1 夏季期間(6月1日から9月30日までをいう。以下同じ。)以外の期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額 700円
		2 夏季期間に下水終末処理場若しくは下水中継ポンプ場の下水処理又は公共下水道管渠等のしゅんせつの業務に従事した職員	日額 800円
災害業務手当		災害の拡大を防止するために行う災害応急対策又は応急的な災害復旧の業務に従事した職員	日額 500円

オ 時間外勤務手当

支給実績(20年度決算)	6,842 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	89 千円
支給実績(21年度決算)	9,521 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	136 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
扶養手当	1 配偶者 月額13,000円 2 扶養親族たる父母等 6,500円(職員に配偶者が不在場合にあってはそのうち1人については11,000円) 扶養親族である子のうちに満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子についてはそれぞれ5,000円を加算	同じ		10,867 千円	226,396 円
住居手当	1 月額12,000円を超える家賃を支払う職員に家賃月額により月額27,000円を限度に支給 2 自己の所有する住宅月額3,600円	同じ	自己の所有する住宅の支給額	6,522 千円	123,057 円

通勤手当	<p>1 交通機関利用者 運賃相当額を支給(月額55,000円を限度)</p> <p>2 交通用具使用者 2km以上5km未満 4,500円 5km以上10km未満 5,500円 10km以上15km未満 8,500円 15km以上20km未満 11,600円 20km以上25km未満 14,600円 25km以上30km未満 17,600円 30km以上35km未満 20,700円 35km以上40km未満 23,700円 40km以上45km未満 26,800円 45km以上50km未満 29,800円 50km以上 32,800円</p>	同じ	交通用具 使用者の支 給額	5,084 千円	80,698 円
管理職手当	<p>管理または監督の地位にある職員に対して職務の特殊性に基づき支給</p> <p>部長 94,000円 課長 72,700円(77,400円) 課長補佐 59,500円 係長 46,300円</p>	同じ		15,604 千円	743,048 円
管理職員特別勤務手当	<p>管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に給する。</p> <p>部長 10,000円 課長 8,500円 課長補佐 7,000円 係長 6,000円</p>	同じ		115 千円	28,750 円